

居宅介護支援 ケアプランセンターホシ運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社ホシ治療院（以下「事業者」とします。）が設置するケアプランセンターホシ（以下「事業所」とします。）において実施する指定居宅介護支援事業（以下「事業」とします。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護者等からの相談に応じ、要介護者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。

（運営の方針）

第2条 事業所の介護支援専門員は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して支援を行います。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の意思及び人格を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮しつつ、特定の種類、特定のサービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、他の指定居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービス提供事業者等との連携を図るものとします。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

（1）名称 ケアプランセンターホシ

（2）所在地 札幌市白石区東札幌3条2丁目1-57 東札幌ハイツ 306号室

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとします。

（1）管理者 1名（常勤兼務職員主任介護支援専門員と兼務）

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとします。

（2）介護支援専門員 1名以上（常勤専従職員）

介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成等、介護保険法に定められた指定居宅介護支援の業務にあたります。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

(1) 営業日

月曜日から金曜日までとします。ただし、祝日、12月29日から1月3日は休業となります。

(2) 営業時間

9時00分から17時30分までとします。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとします。

(1) 相談を受ける場所

第3条に規定する事務所内及びその他必要と認められる場所。

(2) 課題分析方法

課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法(アセスメントツールの活用)にて実施します。

(3) 居宅サービス計画の作成

居宅サービス計画を作成するにあたり、その計画原案を利用者又は家族に説明し、文書等により同意を得ます。

(4) サービス担当者会議の開催場所

居宅サービス計画原案に対し、専門的な見地から意見を求めるため、当該計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を召集し、第3条に規定する事務所内及びその他必要と認められる場所において開催します。

(5) 居宅訪問の実施

居宅サービス計画作成にあたり、利用者及び家族の心身の状況やその置かれている環境、抱えている問題等を把握するため、居宅を訪問し、面接調査、相談を行います。又当該計画作成後においても、居宅サービス計画の実施状況の把握及び評価、利用者等が求めるサービス内容の変更等に対応するため、継続的に居宅を訪問し、面接調査、相談を行います。

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の定める基準とします。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、札幌市白石区、中央区、その他東区、豊平区の一部地区を除く地域とします。

- 2 その他の区の一部地区を除く地域の詳細は以下のとおりです。
- (1) 東区は、東雁来町（番地）、中沼町（番地）、中沼西、中沼、丘珠地区を除きます。
 - (2) 豊平区は、西岡（番地）、羊ヶ丘（番地）地区を除きます。
- 3 その他の区の一部地区を除く地域及び上記以外の地域については、要相談とします。

（勤務体制の確保）

第9条 事業者及び事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るため研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備します。

- 2 事業者及び事業所は、業務上必要かつ相当な範囲を超えた性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動により、従業員の就業環境が害されることを防止するため、定められた指針に基づき、方針の明確化等の必要な措置を講じます。
- (1) 事業所内に定められた指針の内容を閲覧、確認できるよう掲示等行い、従業員に周知、啓発します。
 - (2) 相談、苦情等に応じ、適切に対応を行うための担当者や窓口を定め、従業員に周知します。

（衛生管理に関する事項）

第10条 事業所は、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。

- (1) 事業者及び事業所は、従業員に対して定期的な健康診断の機会を設けます。
- (2) 感染症対策を検討する委員会の定期開催及びその結果を従業員へ周知するとともに、従業員に対しての研修を実施します。
- (3) 感染症対策に関する指針を整備します。
- (4) 感染症対策に関する担当者を定め、適切に管理を行います。

（業務継続計画の策定等）

第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時に、事業を継続的に実施するための措置を講じます。

- (1) 業務継続計画の策定し、定期的に見直し及び変更を実施します。
- (2) 従業員へ業務継続計画を周知し、定期的な研修及び訓練を実施します。

（虐待防止に関する事項）

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じます。また、サービス提供中に、当該事業所従業員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）

による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村等に通報します。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催とその結果を従業者へ周知します。
- (2) 虐待防止に関する指針を整備します。
- (3) 虐待防止に関する研修を従業者に対して定期的実施します。
- (4) 虐待防止に関する担当者を定め、適切に措置を実施します。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業者及び事業所、従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。又事業者及び事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含みます。

- 2 事業者及び事業所は、個人情報の取扱いにあたり、利用者及び家族等に対し書面等にて説明を行い、同意を得ることとします。
- 3 事業者及び事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置付けた保健医療サービス及び福祉サービス提供事業者等に対する利用者からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者等に説明します。
- 4 事業者及び事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、それを記録します。
- 5 事業者及び事業所は、サービスの提供に伴って、事業者及び事業所の責任に帰する理由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うため、損害賠償責任保険に加入します。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めることとします。

附則

この規定は令和 5年10月 1日から施行します。

この規定は令和 7年 5月 1日から施行します。